

高知県沿岸漁業改善資金利子補給事務処理要領

第1 総則

高知県沿岸漁業改善資金利子補給要綱（以下「利子補給要綱」という。）に基づく、県、市町村、融資機関及び沿岸漁業者等の沿岸漁業改善資金についての借入、申請、貸付金の管理等具体的な事務はこの要領により処理するものとする。

第2 借入申込手続及び利子補給承認

1 借入申込手続

(1) 借入希望者の手続

借入希望者は、借入申込書（様式1号）1部を作成し、必要に応じて見積書、設計書及び事業計画書（様式2号）（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第8条第1項に規定する認定農商工等連携事業にあつては農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画を、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第2条第3項に規定する生産製造連携事業にあつては農林漁業バイオ燃料法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第9条第1項に規定する認定総合化事業にあつては六次産業化法第6条第3項の認定操業事業計画を、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第58号。以下「漁特法」という。）第4条第3項の認定を受けた漁業者にあつては漁特法第4条第1項に規定する改善計画を含む。）、納税証明書（借入申込日から遡って1ヶ月以内に発行された、納期限が到来した県税について滞納がない旨の所管の県税事務所長の証明書）、その他融資機関が特に必要と認める書類を添えて、融資機関へ提出するものとする。

なお、債務保証を必要とする場合は、全国漁業信用基金協会高知支所（以下「基金協会」という。）あての債務保証委託書（様式3号）1部に印鑑証明書等必要書類と借入申込書の写しを添えて提出するものとする。

(2) 融資機関の手続

融資機関は、借入希望者から提出された借入申込書の内容審査につき、利子補給要綱に十分留意のうえ

ア 借入希望者（借入希望者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、当該希望者に係る認定農商工連携事業又は認定総合化事業を行う沿岸漁業従事者等。イにおいて同じ。）が当該資金を導入することが技術的及び経営的な見地からみて必要かつ可能であるかどうか、

イ 当該資金の導入後の借入希望者の事業運営が適正かつ円滑に行われ得ると予想されるかどうか、

ウ 借入希望者が近代的な沿岸漁業の担い手になり得る資質と意欲を十分に備えているかどうか（青年漁業者等要請確保資金に限る。）、

エ 借入希望者が沿岸漁業の従事者の組織する団体であるときは、実体的活動の有無、構成員の意欲の程度、構成員の結合の度合い、中心人物の有無、構成員の数等からみて、

当該団体が当該資金の融資の対象として適当な規模、実態を有するかどうかの審査を行うこと。

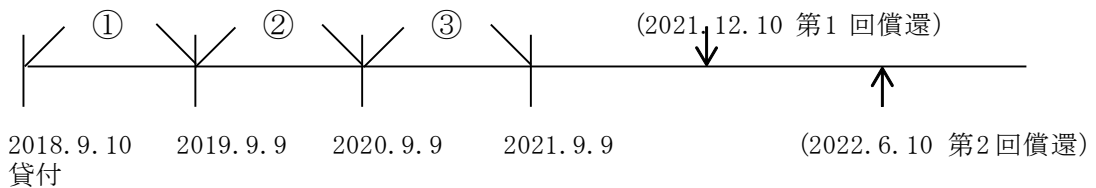
なお、必要ある場合は所轄市町村、漁業指導所等の意見を聞き、貸付けが適当であると認める者については沿岸漁業改善資金利子補給承認申請書（様式4号）1部を作成し、借入申込書の写し等関係書類を添えて県に提出するとともに、債務保証を必要とする場合は、債務保証協議書（様式5号）1部に提出のあった債務保証委託書（原本）及び借入申込書の写し等を添えて直接漁業信用基金協会に提出するものとする。

2 借入申込書（様式1号）記載要領

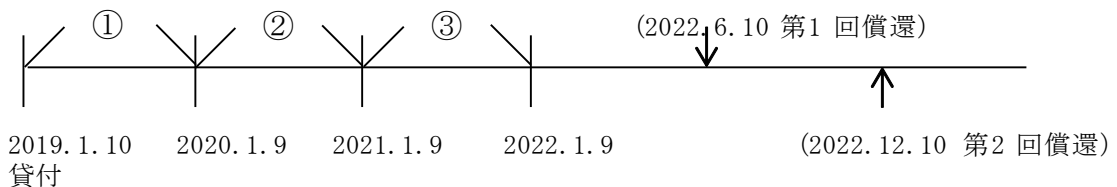
- (1) 借入申込金額欄には、事業費の範囲内の金額を記入し、千円未満の端数は切り捨てる。
- (2) 借入金額の下限は、1件当たり10万円とする。
- (3) 貸付内容欄には、「魚探購入」や「種苗・餌料購入」等、具体的に記入すること。
- (4) 最終償還期限は、最終償還年の6月10日又は12月10日とする。
- (5) 元金の償還方法、時期欄及び第1回の元金払込期日欄は、利子補給要綱に掲げる各資金の償還期限内の据置、償還年数を記入し、約定償還期日は毎年6月10日及び12月10日の2回とする。

(例) 償還期間6年（うち据置期間3年）と仮定すると、

・6月10日以降12月10日の貸付で承認を得たもの



・12月10日以降6月10日の貸付で承認を得たもの



- (6) 元金償還額欄は、借入申込金額を償還回数で除し、剰余を第1回目の金額に加算する。この場合において百円単位の端数はつけない。
- (7) 事業計画書は、机上査定ができるようにできるだけ具体的に記載すること。
- (8) 2種類以上の資金を同時に借り入れる場合（セット融資）における償還期限及び据置期間は、その貸付資金の種類のうち最も長いものに係る当該機関内とするが、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期間以内とすることができる。

(例・・・償還期限の異なる種類の資金を同時に借り入れる場合)

- ① 250万円×5年（うち据置1年）＝1,250万円
 - ② 300万円×10年（　〃　3年）＝3,000万円
 - ③ 120万円×5年（　〃　1年）＝　600万円
- 計 670万円 4,850万円

4,850万円÷670万円＝7.2≒8年・・・償還期限

- (9) 建築物及び構築物に係る事業費の範囲の取扱いについては、当該施設の機能が十分発揮されるために不可欠な附帯施設として電気施設、用排水施設、上下水道等を含めることができる。

3 県の審査及び承認前調査

- (1) 県は、融資機関から提出のあった沿岸漁業改善資金利子補給承認書、同借入申込書等を整備し、法令、通達及び利子補給要綱にしたがって審査を行うものとするが、形式要件のほかには市町村及び融資機関の意見、事業内容の適否等に重点をおいて審査するものとする。
- (2) 審査に当たっては関係各課と十分協議するとともに、必要に応じて承認前現地調査を実施するものとするが、この場合、融資機関はこれに協力するものとする。

4 利子補給承認

- (1) 県の行う利子補給の承認は、承認申請書を受理した日から14日後をめぐりに行うものとする。
- (2) 県は、利子補給について決定を行ったときは、速やかにその適否について沿岸漁業改善資金利子補給承認書により融資機関、基金協会及び漁業協同組合連合会にそれぞれ通知するものとする。
- (3) 上記の通知を受けた融資機関は、これらの決定に基づき貸付決定を行い、借入申込者に証書貸出決定通知書（様式6号）を送付して通知するものとする。

5 事前着工（利子補給承認前着工）

- (1) 借入申込に係る施設等の改良、造成又は取得は、原則として県の利子補給承認以後に行うこととし、承認日前の着工（機械、器具等の取得も含む。）は認めないものとする。
- (2) 応急対策に必要な事業、漁期を失すおそれのある場合、対象物が入手困難になるおそれがある場合等、緊急やむを得ないと認められる場合には、融資機関は、当該借入申込者と協議のうえ沿岸漁業改善資金事前着工承認申請書（様式7号）を県に提出し、あらかじめ知事の承認を得たのち、着工するものとする。
- (3) すでに着工、完成又は取得した後において、本資金の借入申込関係書類の提出がなされた場合は、本資金の融資対象とはならず、県は利子補給の承認は行わない。
- (4) 資金借入希望の漁業者等は、真に借入を必要とする時期を勘案のうえ、その時期に適した県の承認が得られるよう、早めに借入申込関係書類の作成提出を行うことが必要である。

第4 貸付の実行

1 貸付実行手続等

- (1) 利子補給承認の決定通知を受けた融資機関は、承認日から3ヶ月以内に貸付けを実行するものとし事業実施との関連において最も適期に貸付けを行うものとする。
なお、債務保証を必要とするものについては、基金協会の定める諸手続により、債務保証契約を完了したうえで貸付けを行うものとする。
ただし、融資機関が漁船の建造に要する資金の貸付けについて利子補給の承認申請を行う際に、工程等の都合により貸付け実行が3ヶ月を超えることが明らかな場合においては、融資機関は、原則として承認後1年を限度に適切な時期を貸付実行期限として利子補給の承認申請を行うことができるものとし、県は審査のうえ、これを認めることができるものとする。
- (2) 本資金の借入申込に当たって、行政庁の許可、認可、免許等を必要とするものについては、事前に所定の手続を完了したうえで資金の借入れを行い、事業の遂行に支障を来すことがないように留意すること。
- (3) 融資機関は上記の貸付けに当たり沿岸漁業改善資金の借用証書を徴し、借用証書の作成に当たっては最終償還期限、償還期日、償還金額等は県の承認に基づき記入し、借入者、連帯保証人の署名押印、収入印紙の貼付、消印を必ず行うように特に留意すること。

(4) 貸付けの実行に当たっては、現金渡しは行わず、必ず貸付日付で借入申込者の別段貯金口座へ全額振り替えるものとする。

(5) 貸付けを実行した融資機関は、実行後直ちに沿岸漁業改善資金貸付実行報告書（様式 8 号）を作成し県に提出するものとする。

なお、貸付実行後、上記報告書の提出がなかった場合、貸付有効期限の到来を待って当該利子補給承認は自動的に取り消されることになるので注意すること。

2 貸付実行期限の延長

貸付有効期限内に貸付実行がなされない場合、当該利子補給承認は自動的に取り消されるものとする。

ただし、融資機関は、やむを得ない事由等により貸付有効期限内に貸付けを行うことができないものについては、上記期限到来前に沿岸漁業改善資金貸付実行期限延期承認申請書（様式 9 号）を県に提出し、知事の承認を得ることにより、若干の延長が認められるものとする。

3 貸付実行の中止

融資機関は県の利子補給承認を受けた後、融資機関の事情により貸付実行を中止し、又は県の利子補給承認額を下回って貸付実行をした場合には、直ちに沿岸漁業改善資金貸付実行中止届（様式 10 号）又は沿岸漁業改善資金減額貸付届（様式 11 号）を県に提出するものとするが、減額貸付については貸付実行報告書備考欄に理由を付記するものとする。

借入漁業者等の事情による借入辞退については沿岸漁業改善資金借入辞退届（様式 12 号）を県に提出するものとする。

4 貸付対象事業の完了期限

本資金を借り入れた漁業者等の貸付対象事業の完了期限は、貸付実行の日から 3 ヶ月以内（漁業経営開始資金にあつては 6 ヶ月以内）とする。

5 事業完了期限の延長

融資機関は、前記の期間内に当該事業が完了しない場合は、沿岸漁業改善資金事業完了延期申請書（様式 13 号）を県に提出し、知事の承認を得るものとする。

なお、延長できる期間は、6 ヶ月の範囲内において知事が定めるものとする。

第 5 資金管理

融資機関は、沿岸漁業改善資金の貸付けに係る債権の確認保全等善良な管理を期するため、次の事項に留意するものとする。

1 貸付金元帳の作成

貸付けを実施した融資機関は、沿岸漁業改善資金貸付金元帳（補助簿）を作成し、貸付け及び償還状況を明確にしなければならない。

なお、当該元帳の記載に当たっては、次の事項を厳守すること。

(1) 利子補給承認年度、約定償還計画（県が承認した据置期間、償還期限、約定償還金額）を必ず明記しておく。

(2) 借用証書、貸付伝票、貸付金元帳、別段貯金口座、貸付実効報告書等に記入された貸付日、金額はそれぞれ一致すること。

(3) 借入者からの利息徴収の計算は正確に明記すること。

(4) 償還があった場合、償還日付、金額、残額等は正確に明記すること。

2 経理上の留意事項

融資機関は、貸付け実行の際、当該貸付金が貸付けの目的以外に使用されること等を防止するため常に経理上万全の措置をとらなければならない。

(1) 貸付金及び自己資金は、他の貸付と明確に区分するため、必ず貸付日付で、本人の別段貯金口座へ全額振替経理すること。

従って、貸付金を直接本人に現金渡しをしたり、固定負債、購買未収金等に充当すること等は絶対認められない。

(2) 資金は別段貯金から払い出す場合において、事業の出来高証明その他の事業の実施状況を確認できるものについてはこれを確認のうえ払い出すものとし、事前に確認できないものについては要求額を払い出すこともやむを得ないものとするが、事業実施後直ちに領収書等により確認措置を講じなければならない。

(3) 資金の払い出しの経過を明確化するため、別段貯金台帳の摘要欄にその経過を必ず記録しておくものとし、かつ支払請求書、領収書又はその写し等は、当該貯金の払出完了後5年間又は償還完了までのうちいずれかの長い期間を融資機関においてこれを整備保存し、諸種の検査に備えること。

(4) 貸付対象事業は、当該資金の貸付実行日以降3ヶ月以内（漁業経営開始資金にあつては6ヶ月以内）に完了することを要するものであることに十分留意し、特別の理由がある場合のほか、上記期限を経過して事業を実施するもの、長期にわたり別段貯金に歩留まっているもの、また資金の用途確認により、目的外の使用又は適正貸付限度額を超えることとなったもの等については、その全部又は一部について、速やかに繰上償還をさせるものとする。

(5) 次に掲げる用途に払い出したものについては、不当又は不適正使用に該当する用途として、沿岸漁業改善資金とはならないもので、当然利子補給は行われなから注意すること。

ア 漁協等の出資金、賦課金、基金協会の出資金等に流用したもの

イ 事業の実施に直接関係のないものの購入又は経費に充当したもの

ウ 各種積立金その他の経費に流用したもの

エ 漁協等の貸付金の償還に流用したもの

オ 生活資金に充当したもの

カ 定期貯金、普通預金等各種の貯金に振り替えたもの

キ 現金払出で、適正用途に使用されたことが確認できないもの

(6) 前各号の不当又は不適正使用に誤って払い出した金額については、速やかにその者の別段貯金口座に戻し入れた後適正用途に使用させるよう是正措置を講ずること。

なお、是正がなされないものについては、利子補給金の遡及返還を命ぜられることがある。

3 その他の留意事項

(1) 毎約定償還日以前に当該借受者に対し償還予告を行う。

(2) 延滞額に対する時効中断を確実にを行う。

(3) 代位弁済を受ける必要が生じたときは、速やかに請求を行う。

4 利子補給対象承認条件の変更等

(1) 融資機関は県の利子補給承認後、又は貸付後において借受者が借入申込書に記入されている事業計画等で次の事項に該当する変更を生じた場合には、沿岸漁業改善資金利子補給変更承認申請書（様式14号）を提出し、知事の承認を得るものとする。

なお、利率改定により利子補給率が承認時の利率を下回る場合には、沿岸漁業改善資金貸付実行報告書の備考欄にその内容を記載することで変更申請に変えることができるものとする。

ア 事業費が当初事業計画より減少又は20%以上増加するとき

イ 貸付対象事業のうち、主要な施設、機器、資材若しくは工事の規模、構造、性能、数量又は工事量並びに施設等の大幅な変更をしようとするとき

ウ その他制度の趣旨等からみて重要な変更をしようとするとき

(2) 沿岸漁業改善資金貸付後における弁済期限等の変更は、沿岸漁業改善資金利子補給条件変更承認申請書（様式 15 号）により県の承認を受けるものとし、借受者が次に掲げる事項に該当する場合で、融資機関が当該借受者に対して繰上償還又は償還猶予の措置をすることによって、県の承認による据置期間、償還期間等を変更しなければならない場合とし、弁済期限等の延長は利子補給要綱の範囲内とする。

ア 借受者又は借受者と生計を一にする親族が死亡、疾病、負傷等により当該貸付金の弁済期限をやむを得ず変更しなければならないとき

イ 天災等により著しい損失を受け、貸付金の弁済期限等をやむを得ず変更しなければならないとき

(3) 県は、上記申請書を審査のうえ適当と認めた場合にはその変更承認書を速やかに融資機関に交付するとともに、債務保証に付されているものについては、基金協会にその旨通知するものとする。

5 繰上償還報告書の提出

融資機関は、本資金を借り入れた漁業者等から次の事項に該当する等の理由により当該資金の全部、若しくは一部の繰上償還があった場合には直ちに沿岸漁業改善資金繰上償還報告書（様式 16 号）を県に提出するものとする。

ア 漁業者等が自己の事情により自主的に繰上償還を行う場合

イ この資金を借り入れした後において国、県若しくは市町村からの補助金の交付又は他の制度資金の貸付けを当該事業について受けたため、その額に相当する額を繰上償還しなくてはならなくなった場合

ウ 融資機関における貸付対象事業の完了確認により、目的外流用等の事実が判明した場合

エ 県の融資実態調査により不当又は不適正融資として指摘を受けた場合

6 事業完了確認

(1) 融資機関は、沿岸漁業改善資金の借入者に対し、当該資金にかかる事業完了後速やかに沿岸漁業改善資金事業完了届（様式 17 号）を提出させるとともに、この届に基づき貸付対象事業の完了状況を確認のうえ、沿岸漁業改善資金事業完了確認書（様式 18 号）を作成し、前記事業完了届に添えて、事業完了後 20 日以内に県に提出するものとする。この場合、次の事項に留意すること。

ア 研修教育資金にあつては、研修終了報告書をもって沿岸漁業改善資金事業完了届に代えることができる。

イ 借受者が、操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金の貸付を受けた者であつて、当該貸付について、次の表の左欄に掲げる貸付の条件の一に該当する貸付の条件を付されているときには、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書等の写しを事業完了確認書に添付するものとする。

なお、検査官の合格を称する成績表の写しをもって右欄に掲げる証明書に代えることができるものとする。また、漁船用環境高度対応機関の設置、漁船の建造又は取得等の漁船登録等が必要な事業にあつては、漁船登録表の写しを添付するものとする。

1. 機器等が船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 6 条第 3 項の予備検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 65 条の 6 の準備検査を受けること。	機器等が予備検査を受け、これに合格したものである場合	予備検査合格証明書（船舶安全法第 9 条第 3 項）
	準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けた場合	準備検査成績通知書（船舶安全法施行規則第 65 条の 6 第 4 項）
2. 船舶安全法第 5 条第 1 項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。	定期検査を受け、これに合格した場合	船舶検査証書（船舶安全法第 9 条第 1 項）又は船舶検査手帳（船舶安全法施行規則第 46 条）
	中間検査又は臨時検査を受け、これに合格した場合	船舶検査手帳
3. 機器等が船舶安全法第 6 条の 4 第 1 項の型式認定を受け、同項の検定に合格したものであること。	機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合	検査合格証明書（船舶安全法第 9 条第 4 項）

第 6 沿岸漁業改善資金利子補給契約

融資機関は、利子補給要綱第 13 条による利子補給契約を締結するに当たっては、次のことに留意するものとする。

- 1 融資機関は、県と沿岸漁業改善資金利子補給契約を締結しようとするときは、この要領で定める沿岸漁業改善資金利子補給承認申請書等を提出する以前に、当該契約を締結したい旨、県に申し出るものとする。
- 2 県と融資機関との間に締結する利子補給契約書は、別掲様式のとおりとする。

第 7 利子補給金の請求

利子補給を受けようとする融資機関は、利子補給契約書に基づき、毎年、次の期別に知事に対し、利子補給金請求書（様式 19 号）に、利子補給金計算書（様式 20 号）を添えて行うものとする。

区分	利子補給期間	請求期日
上期分	1 月 1 日～6 月 30 日	その年の 7 月末日まで
下期分	7 月 1 日～12 月 31 日	翌年の 1 月末日まで

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。